

可トスルニ尚解雇者ノ復職ヲ預計スルニトモ
 スルニテ之ヲ否ムルモノニ依リ硬軟者ノ議論
 百出シ到底協定ニ難ク再々要旨附託シ協議
 一法采採案ヲ擧げ議じ之ニ代フルニ復職職工男
 工一人五十名女一人三十名ヲ提出シ解雇職工等
 既別トシテ重興スルニテイリコト一復職工ニ沿リ
 シルニ概々午後三時協定シタルニテ亦案ハ会社ト
 何等関係ナキ事項ナルヲ以テ各機關ニ対シ残
 留職工ノ多額トシテ之ヲ傳ヘタルニ即答シ難キト
 答ハ在リ中ニ何等ノ回答ナカリシヲ以テ午九時
 三十分迄必要事項書シテ復雇井村者等一三名ニテ
 取次ナリ中井村長ニ會見シタリ
 記

一 土曜日を改メ善スルニト
(従来工場内係員ニ對シテモ午九時カ目
 下何等ノ活動ヲ為サズ有名決定イリ現約
 事ナシ)

二 倉庫ヲ増設シ用一勤職工全部ヲ收容セラセタコト
 三 解雇手前ノ制定
 四 衛生設備ノ完備
 五 日曜日ヲ公休日トスルニト

但此日曜以外ノ公休日ハ日給支給スルニト
 六 勤続者ニ對シテ五年ヲ五ヶ年ニ短縮スルニト
(従来勤続十ヶ年ニシテ退職スルトキハ日給十ヶ月分
 勤続者與シタルノ制アリ)

七日迄ヲ一般ノ十ヶ増給スルニト

此レトモ右要求事項既ニ取次者カ傳示例ト
 形衛ニ當リ甚ク同意ヲ伺ヒタルコトニ對シテ
 問題ニアラストシテ之ヲ承認スルニト、
 下ノタルニ會見ハ